



Title	博士論文要旨および審査要旨(横川 新)
Author(s)	
Citation	一橋論叢, 72(2): 268-278
Issue Date	1974-08-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/1883
Right	

〔博士論文要旨〕

国際投資法序説

——国際法における国有化の研究——

一 本論文は、国際経済協力に占める民間外国資本の重要性に鑑み、主権国家としての資本輸入国の外資規制要求と、資本輸出国（あるいは民間投資家）の外資保証要請との間に合理的調整メカニズムを確立させる可能性を、国有化及び投資保証の面から求めんとしたものである。

第二次大戦後、国際社会においては、特に後進資本主義諸国を中心として、外国人財産の強制取得形態の中に、国有化(Nationalization)と呼ばれる現象が一般的に見られるようになった。これは現象面から見れば、第二次大戦直後の東欧諸国における産業、農地等の国有化から、イランにおけるアングロ・イラン石油会社の国有化、エジプトのスエズ運河国有化、さらにインドネシア、キューバ、セイロン、ペルー、チリ、アルジェリア等、現在に至るまでの数十のケースとして存在している。しかしその背後には、第一次大戦に至るまで資

横 川 新

本主義体制を基調とする西欧の近代国家系という同質性の上に築きあげられてきた国際社会が、その後二つの要因、すなわちソ連をはじめとする社会主義諸国の加入及び主として第二次大戦後の旧植民地諸国の独立に伴う多数新興諸国の加入に基づいて、従来とは異なる価値体系からの挑戦を受ける様になったにもかかわらず、法定立過程がプリミティブであるという不可避的な社会構造の欠陥から、現実の社会における進化、変動に対して容易には対処しえなかったために、国際法自体がその妥当性を問題とされる様になったという背景が存在している。

右の如き、国際社会の新しい情勢を背景として発生した国有化に関しては、当然のことながら国際法上も様々な問題が附随的に提起された。国有化の合法性、伝統的収用形態との異同、国際法上の制約、あるいは最大の争点となった補償の必要性、要件等の諸問題である。これは国有化そのものが直接に国有化を規定する国内法規のほか、個人の保護に関する国際法、財

産所在地の法と本国法との抵触に関する国際私法、投資関係を規定する国際経済法等の様々な法体系が交錯、対立あるいは協力しあうという、きわめて複雑な法現象であるだけに、その解決への接近を極めて困難ならしめているのである。

本論文の研究にあたって、方法論として採ったのは、国有化の対象たる外国人財産に関して現に妥当している実定国際法が、どの様な歴史的状况を背景として成立したものであるかという縦の面からのアプローチと、右の様にして成立した国際法が現実の国際社会にどの様に妥当し、また国家の実行を通じていかなる変容をとげているかという横の面からの現状分析との二つの方法である。本論文において、第一の方法は特に第四章の外国人財産尊重概念の歴史的変遷過程の分析となり、また第二の方法は、現実への妥当性という面からは第七章および第五章のケース・スタディを含めた国有化の現代国際社会への適用過程に、理論面からは第三章、第六章等における外国人財産に対して国際法が与える保護の程度の考察へと連がっている。

二 論文の内容を各章毎に要約すれば次の通りである。

まず第一章においては国有化という問題が現代の国際社会に登場してきた全般的背景について説明する。従来、国際的商品交換の安定性を重視する西欧諸国の資本主義的価値体系が支配的であったが、第二次大戦後には自らがその定立に参加しなかった、あるいは政治的、経済的従属関係をもたらす可能性のあるルールを排して、外国投資を自らのコントロールの下に収め

んとする低開発国のエコノミック・ナショナリズムに基づく価値体系が登場し、国際投資の場において両者が併存するに至った。国有化はまさにこの両者の接点にある問題であって、両者の利害関係は直接的に対立する。しかしながらこの対立は必ずしも止揚されえない性格のものではないと思われる。その理由は、一つは国連等における「天然の富と資源に対する恒久主権」問題の審議過程からであり、いま一つは低開発国における外国資本の必要性と、かかる投資の阻害要因たる彼等のイデオロギーおよび国有化政策との間の矛盾そのものからである。

ところで国有化の問題を取扱う場合、先ず何よりも前提条件となるものは、国家が外国人財産に対して侵害を行う権利が存在するものであるか否かという点である。この点に関してはフリードマン等の学説、国家の実行および国連における討議等から、国家の領域主権に基づく収用権を考察した結果、国際法上一般に国家は、その領域内にある外国資産を国有化する権利が認められているとの結論が導かれる。

次に国家による財産取得形態についての分析が行われる。私有財産の取得形態としては、第一次大戦前は主として個別的収用が、第一次大戦後は一般的収用が、そして第二次大戦後は国有化の形態が一般的となっている。国有化の概念に関しては、先ず伝統的意味の収用措置との相違点を明確に認識することが必要である。国有化に関して、従来、収用概念との混同、あるいは「補償を伴う国有化」収用、「補償なき収用」没収の如き単純な形式化が見られた。これらはいずれも本来明確に区別

さるべき補償の支払という問題と、国有化等を行う国家の管轄権の問題との混同である。国家による国有化措置は補償の支払によって正当化されるものではなく、国際法によって認められた管轄権の行使であるという事実によって正当化されるのである。このことは第二次大戦後の国有化のケースにおいて、国有化前、あるいは国有化と同時に補償が支払われた例は全く見られないという事実からも肯定されよう。従って伝統的な収用措置と、主として第二次大戦後に見られる様になった国有化とを区別する最大のメルクマールとして、収用措置には補償の支払がその効力発生要件となっているのに対し、国有化の場合には、被害者及びその本国からの補償請求権の問題を別にすれば、補償という問題は、それ自体では国有化の合法性のための要件とはなりえないものであるという点を指摘する。国有化が有するその他の特徴としては、実質面からは現状改革性とその規模の大きさ、手続面からは新規立法に基づいて行われる一回限りの限定的性格を有する点、及び国家が担当機関となっていること等が指摘されよう。

次に第三章においては、一般に国内法制度の下に創設され機能する財産が、国際法上ではいかなるものとして把握されるかという点を検討する。財産が法的保護の対象となるためには、法による裏付けが必要である。パネヴェジス・サルダチスキス事件における常設国際司法裁判所の判決は、財産が所在地の国内法の規制下にあることを明らかにしている。また外国人財産尊重概念の基盤となっている私有財産の不可侵性に関して

は、少くとも国際裁判所の判決からは、外国人財産の取扱に関する明確な結論を導き出しえない。国有化が対象とする財産の範囲に関しては、不動産、動産及び個人の諸権利から無体財産一般にまで拡大解釈されていく傾向にある。しかし財産権は法的保護の対象となりうる、明確な、現実の法的権利であることが必要であり、単なる経済的便宜といった抽象的なものとは区別することが必要である。この点に関しては、常設国際司法裁判所がオスカ・チン事件において示した判決が指針となる。

第四章においては外国人財産尊重概念の歴史の変遷過程を検討する。外人財産保護の慣行と、それを背景とする収用の理論が形成されたのは一五世紀以降のことである。これは国内的には当時、絶対主義の下に国家の中央集権的支配が完成し、国家の領域主権に基づく財産権の処分が可能となった結果であり、対外的には商業、貿易の発達に伴って国家間の交流が盛んになり、自国内の外国人財産と、外国にある自国民財産とが相互主義の下に保護される様になった結果である。この傾向は英国を中心に各国に波及し、一八世紀以降には財産は公益以外の目的及び補償の支払なしにこれを取得することは出来ず、補償は一般に事前に支払われ、その額は司法的裁定に服する旨の規定となつて、財産権保護は具体的に各国憲法の中に具体化されていった。しかし右の如き国内社会における私有財産尊重の傾向から、直ちに同時代の国際法社会においても外国人財産尊重の原則が確立していたとの結論を導くことは尚早の様に思われ

る。

二〇世紀に入ると、これまで主として私的権利の保護に向けられていた国家の機能は、社会全体へとその目標を転じた結果、財産に対する個人の権利より公益に象徴される国家の権利をより重視する様になった。そして国際社会においても私有財産の機能に関する概念自体が自由権的なものから社会権重視の方向に変化し始めたのである。かかる変化は、第一次大戦中に各国が採った外国人財産に対する強制管理政策及びヴェルサイユ平和会議が決定した占領国国民の私有財産差押えにより拍車がかげられた。しかしながら国際法協会(International Law Association)の決議に代表される如く、両大戦間の時期における一般的学説は、私有財産に関する概念を伝統的国際法に基づいた絶対的不可侵なものとして捉えようとしていた。現在に至るまで先進資本主義国が主張する十分、迅速かつ実効的な補償の概念は、この様な不安定の時期を背景に成立し、その理論とは異なる現実の国際社会に適用を余儀なくされている。

第二次大戦後、外国人財産に関して国際法が直面せざるをえなくなった諸々の新事態の評価については現在に至るまで学者の見解は分れている。本論文においてはこれを私有財産に関する伝統的国際法の概念に対する連続的、恒常的な違反あるいは侵害が行われているとするよりも、むしろ現在、固定化されすぎた現行国際法の内容に対する変更作用とみる立場をとっている。そして国際法においては、私有財産の保護に関する諸原則が明確に確立されたり、あるいは廃止されたりしたことはな

ったが、現実の国家の慣行を通じて、私有財産尊重の概念そのものが、現在では第一次大戦前の伝統的国際法にみられる尊重概念と同じ内容のものではありえず、限定的機能しか持ちえない状態にあることを指摘する。

第五章では複雑多様な第二次大戦後の国有化を、主としてその発生原因に基づいて政治的国有化、社会化的国有化、経済的・民族主義的国有化の三つのカテゴリーに分け、それぞれの特徴を概観する。分析の対象としたのは一九四二年のブルガリアにおける銀行国有化から一九七一年のインド損害保険の国有化に至る四八のケースである。しかし資料面の制約もあって、これは必ずしも exhaustive なものではない(一九六〇年以降の、主として米国资産関係の国有化リストが、本論文執筆後、米国外務省から公表された。International Legal Materials, Vol. 1, No. 1, pp. 84—118)。

第一のタイプは社会主義政策の実行過程としての政治的国有化であり、東欧諸国にその例が多い。このタイプの国有化は後に低開発国において、外国の特定措置に対する不満の表明手段としての政治的報復の意図から行われる国有化を派生させた。第二のタイプは国家が特定の経済分野から私的資本を排除し、公的所有の対象とする国家の基本政策に基づく国有化で、補償額、支払期間等は三つのタイプの中で最も厳しい。第三のタイプは民族資本の形成が不十分な低開発国が、国家経済の社会主義的改革を目指して重要産業の国有化を行う場合で、外国人が当該国の経済的分野、特に資源において強力な支配力を持って

いる場合に多く発生する。このタイプの国有化の典型的な例として一九六二年のセイロンの石油企業国有化を取上げ、ケース・スタディを行った。

第六章においては、国有化を実行する際に国際法上課せられている制約としての様なものがあるかという問題を考究する。制約の種類については学説の分かれるところであるが、無差別の原則、国有財産尊重の原則、条約規定遵守の原則等は異議がない。つまり国際法上その様な制約が設定されることによって、国有化から外国人財産を保護する機能が与えられているものと考えられる。しかし注目される点は、これら一般的に国有化を行う場合の制約と考えられてきた条件の内容自体が変化していることである。例えば差別的国有化は、当初は全て国際法違反と考えられていたが、最近の国有化においては差別的取扱とされるのは形式的差別のみであって、実質的差別は国際法違反とは考えられていない。なぜならば保護の禁止する国際法の規則は、同一立場にある内外人の形式的平等を要求するに過ぎないからである。この様に国有化の制約自体、圧倒的な国家利益に基づく取得行為の前に、次第に縮小を余儀なくされ、その保護機能を低下させている。

社会主義諸国あるいは低開発諸国が、現行国際法体系の中で、その妥当性を争っている外国人財産の保護を基調とした国家責任の原則の中で、特に問題とされている点は補償に関するものである。第七章において、国有化に伴って外国人財産に損害が生じた場合、国家に対して補償義務が生ずるか否か、補償を行

うとすれば、それはいかなる根拠に基づいてなされるか、あるいは補償の法的性質等々の問題が考察され、さらに欧米諸国が伝統的に主張する「十分、迅速、実効的」補償の概念が、今日の国際社会においていかなる程度の妥当性を有するかという問題を膨大なデータの分析を通じて実証的に検討する。

先ず「十分」な補償とは国有化された財産そのものの価値に見合う市場価格を意味するが、国有化の実例からはインド、セイロン等の場合を除き殆ど充たされて居らず、国有化国の支払能力を考慮に入れた、あるいは政治的妥協に基づく「適当な」補償が大勢を占めている。次に「迅速」な補償に関しては現実の補償支払は全て三―五年の分割払（八―十二年が最も多い）であることから、「迅速」なる概念は単に被害者およびその本国の願望の意思表示に止まる。更に「実効的」な補償に関しては当初商品輸出、現金勘定と相殺等の支払方法が見られたが、最近では大体充足されている様である。

次に外国人財産の国有化は補償支払の国際法上の義務を伴うか否かの問題に関しては、理論的には肯定の解答を引出すことは出来ない。しかしながらチリ、ペルー等若干の例外を除けば、共產主義諸国を含めて殆ど全ての国が国有化の場合に補償支払を国有化法で規定したり、支払の用意があることを発表したり、あるいは実際に支払を行っている。低開発国は表面的、対外的には国有化に関する伝統的国際法に強く反撥するが、実際には国家の慣行あるいは国内法の規定を通じて、補償責任に対し肯定しないまでも容認する態度をとり、この問題の破綻を避けて

いる。

第一七章が投資の阻害要因としての国有化の分析を中心として、第八章では直接投資の促進のために機能する投資保証の問題を検討する。投資保証の形態を大別すると資本輸入国の投資保証制度、資本輸出国の投資保証制度、二国間レベル及び多数国間レベルの投資保証制度の四つであるが、現実の投資保証として有効に機能しているのは資本輸出国の投資保証制度及び二国間レベルの通商条約と投資保証協定である。

三 以上の如き内容を通じて特に指摘しておきたい点及び問題は次の諸点である。

第一は国有化概念と収用概念との峻別に関する問題である。国有化とは何かという問題に関して、従来圧倒的に多くの学者は国有化を規模 (A. Wortley)¹⁾、形式 (香西²⁾、S. Friedman)³⁾、正当な補償 (J. Knuz)⁴⁾ 等のパラメーターを通じて収用の延長上にあるものと考え、あるいは全く同一の概念 (横田、N. Doman)⁵⁾ と把握してきた。しかしながら本論文においては収用と国有化とを区別して、収用は公正な補償の支払という要件が内蔵され、実体的に機能しているのに対し、国有化の場合には、補償は成立要件ではなく、国有化措置の事後処理に際して被害者あるいはその本国からの請求権という形で問題となる、きわめて手続的なものとして扱っている。従って国有化は補償の有無に拘らず、国際法によって認められた国家の管轄権の行使であるという事実によって正当化されるのである。つまり国

有化はその発生当初から違法なものではありえないとする立場である。

第二は本論文の分析に当って過去よりも現実を、概念よりも実際の資料を中心とした点である。これは国有化の問題を考察する場合、国連国際法委員会、国際法典編纂会議、学会その他多くの前例が示す如く、ともすれば各人の価値観が入りやすく、客観的分析が困難を伴う場合が多いからである。

第三は残された問題点についてである。国有化の問題は単なる法律問題を越えて、経済、政治、ナショナリズム等の諸問題がからみ合いながら動くという、強い流動的性格を有している。その一つの現われは国有化というものが従来如く物理的資産の一〇〇%取得、外国企業の一〇〇%支配という方式から、一九六九年のチリ、一九七一年のアルジェリア等の国有化に見られる如く五一%の支配、株式取得の国有化方式に移りつつある点である。これは企業活動の本質が従来如き資産中心から経営技術、ノウ・ハウ等に移りつつあり、同時に多国籍化が進みつつある結果である。いま一つは一九七二年一月に産油国と石油会社との間で締結されたリヤド協定に基づく事業参加と国有化との関係である。両者は外面的な類似性にも拘らず、手続面での相違の他に、国有化は既存の外国企業の否定の上に成立しているのに対し、事業参加は国際石油資本の事業活動の存在を前提として成立しているという相違性を持っている。この様に国有化をめぐる情勢がダイナミックに動きつつある今日、国有化の実態そのものを再検討する必要がある。

四 本論文の構成は次の通りである。
はしがき

第一章 国有化問題の背景

第一節 国際社会とその変質

第二節 国有化とその問題点

第二章 国有化の概念

第一節 国家による外国人財産取得行為

第二節 財産取得の諸形態

第三節 国有化の概念

第三章 国際法における財産の概念

第一節 国際法と財産権

第二節 外国人財産の不可侵性

第三節 国際法における財産の概念

第四章 外国人財産尊重概念の変遷過程

第一節 古代における外人財産

第二節 中世における外人財産

第三節 外国人財産尊重概念の形式

第四節 第一次大戦による変動

第五節 いわゆる「十分・迅速・実効的」補償概念の形成

第六節 外国人財産尊重概念の変質

第五章 第二次大戦後の国有化

第一節 東欧諸国の政治的国有化

第二節 社会化的国有化

第三節 低開発国における経済的・民族主義的国有化

第四節 第二次大戦後の国有化の動向

第六章 国有化に関する現行国際法上の制約

第一節 無差別の原則

第二節 国有財産尊重の原則

第三節 条約規定尊重の原則

第七章 補償

第一節 問題の所在

第二節 補償を行う理論的根拠

第三節 補償の法的性質

第四節 補償に関する見解とその検討

第五節 補償に関する先例

第六節 第二次大戦後の国有化と補償

第七節 要約

第八章 国際投資の保護

第一節 はじめに

第二節 資本輸入国の投資保証制度

第三節 資本輸出国の投資保証制度

第四節 外国投資の保護(二国間レベル)

第五節 外国投資の保護(多数国間レベル)

第六節 要約

〔博士論文審査要旨〕

論文題目「国際投資法序説

——国際法における国有化の研究——

論文審査担当者 皆川 洸

細谷千博

塚場準一

今回、横川新氏より、法学博士の学位請求の趣旨を以て、提出せられた同氏の著書「国際投資法序説」(千倉書房・昭和四七年三月刊)は、国際投資に関する諸問題の中でも、次の二点に限られたもののみを、その考察の対象とする。すなわち、投資阻害要因の一つたる国有化の問題、並びに投資保証の一側面たる保証の形態・制度の問題、これらである。ただ、後者の問題については、僅かに一章(第八章)のみが当てられ、その内容も、現行の各国法制度および国際的諸制度の整理・分類・解説を主眼としており、必ずしも独創的とは言いがたく、同書中に占める比重は大きいと考えられない。従って、本件審査の主要な対象は、申請者が本書において最も力をそそぎ、かつ本書の副題ともなしている、国有化現象の国際法的理論構成のところに、置くこととする。以下、このところに関する申請者の論述の概要を示し、ついで、これに対する我々の見解を述べることとする。

申請者によれば、国有化をめぐる諸問題の発生の基盤は次の

ところにある、とされる。(1)一国の領域内に在る財産の、国家による強制的取得行為は、当該国の領土主権の範囲内に属する、(2)外国人所有財産に対する絶対不可侵という一般原則は国際法上のものとしては存在しない。従って、国際法上の一般的制約、つまり内外人無差別の原則・外国国有財産尊重の原則・条約規定尊重の原則、これに反しない限り、国有化行為は国際法上、本来は合法的なものである。にも拘らず国有化の権利が適正に行使されたか否かが常に争訟の原因となる。そして、国有化実施国は補償支払義務を課せられ、その支払は「十分・迅速・実効的」たるべきもの、と主張される。

ここに生ずる疑問は次のごときものである。国有化が、適法に、成立または効力を発生するためには正当な補償がなければならぬか、これである。もしこの疑問に肯定的な解答を与えらるならば、伝統的国際法にいわゆる収用と殆ど異なる性質を国有化はもたないこととなる。ただし収用もそれが適法に成立または効力を発生するためには正当な補償支払を要する、からである。しかし申請者はこうした立場に反対する。その反対の根拠は以下の三つである。

(1)少なくとも第二次大戦後に関する限り、国有化に先行または同時並行して、補償支払がなされた事例はない、(2)国有化実施国には補償支払能力が実質的に欠けていた、(3)実質的支払能力のない国有化実施国に、その支払を強要するような理論、つまり支払を国有化の成立または効力発生要件とする理論、これを採用することは、当該国の国有化の権利を実質的に無に帰せしめ

るばかりか、国有化を必要とする低開発国を中心とした国際社会の要請に反する。

こうして申請者は、その行為を適法とする要件として補償支払を随伴せしめるか否かを区別の規準に、収用と国有化とを概念上も区別すべきことを提唱し、国有化を次のように定義する。それは「補償支払を前提要件とせず、実質面からは現状改革性・大規模・一般的性格あるいは主として外国人財産(企業)を対象とする等の特性を有し、手続面からは時間的制約のある国有化法により国家およびその機関が直接担当機関となつて遂行する私有財産の国家機関への強制的移転過程である。」

ただ、このような立場を採る場合、申請者も自認する事実、つまり、国有化に際して、現実には何らかの形でなされている、外国からの補償請求と、これに対する補償支払という事実、これを如何に説明するかが問題となる。申請者は、各国における事例を綿密に検討した結果、これまでになされた補償支払が少数の例外的・便宜的事例であり、特に個別的収用の場合であったことを指摘する。同時に、十分・迅速・実効的という補償の概念の基礎が、私有財産の絶対不可侵の原理であること。また、右の補償概念がほとんどその実効性を欠くこと。これらを、国際法協会の各会議の記録や諸国の慣例・実行例の分析をもとに明らかにする。ことに、今日、先進資本主義諸国によって主張される、十分・迅速・実効的なる補償要件は外国人私有財産尊重の概念が大幅に変質を受け限定的機能しか果していない現在では、もはやその存立の基盤を欠くことを強調する。にもか

わらず、第二次大戦後の国有化の場合、いずれも何らかの形で補償的な支払がなされている事実を説明するために、事例の精査を行ない、次のごとき解釈を与えている。つまり、国有化の論理的帰結としての法的義務の履行としてのものではなく、ことに東欧の場合は被凍結資産の解除・貿易の拡大等を目的とする、政治的考慮に基づいて行なわれた便宜的手段に他ならない、という性格づけである。

申請者は更に進んで、このような補償的な金員の支払が実定国際法上の法的根拠をもちうるか否かを検討する。「国有化は、補償支払の国際法上の義務を伴うか」「如何なる程度の補償が支払われるべきか」これらの問題である。一般の学説および第一次大戦後の各国の実行例などの分析をへて類型化される諸説、とりわけ補償支払を国際法上の義務と観念する部分的補償説と、それが国際法上の義務とは断言できないとする補償義務未確立説とを採り挙げ、それらが慣行として国際社会に果して現存するか否かを、第一次大戦前から一九七一年九月までの各国間の実行例・国際裁判所の判例などの分析・精査をもとに、慣習国際法規の有無という観点から、帰納的に推論しようとする。そして抽出された結論は次のとおりである。「理論的には、国有化は、補償支払の国際法上の義務を伴う」という解答を引き出すことはできないが、現実の面からは、国内法上ほとんどすべて補償支払を規定しているために、補償を支払う準備ができているといえるようである。「伝統的国際法および多数意見は「十分・迅速・実効的」な補償を主張するが、自国内

法に基づいて査定された財産価値の補償で足りるとする主張も少なくなく、「この点に関しては条約あるいは国際裁判所の決定のいずれにおいても、国際法は明確な結論を下しえない。」さらに、一九六二年国際連合総会における「天然の富と資源に対する永久的主権」の決議第四項に規定された「国際法に従った適当な補償の支払」という概念を引用しつつ、上記の多数意見が本来のそのまゝの形では現実の国際社会に妥当しえず、実践面からその内容の変更を迫られていることも指摘されている。以上のようにして、「補償条件に関しては、現在、未確定の状態が続いている」という認識を申請者もつに到っている。他方では、伝統的な補償概念自体が現実の国家の実行を通して修正されてゆくであろう、との将来の方向をも予測している。その際に、申請者の念頭におかれた今後の国有化の類型は、いわゆる合弁事業的な方式であって、資源保有国が主導権を握った形（五一%の株式取得）のものであり、最近、チリ・ザンビア・リビア・アルジェリア等にみられる部分的国有化である。

国際法の立場からする国有化の研究は、わが国においても少なくないが、この問題を自己の主要な課題とし、一貫して追究してきた研究者としては、まず申請者の名を挙げることが許されるであろう。申請者は、この問題に関する国際法の理論構成を試みるべき抱負と責務を自覚し、関連素材の綿密な実証的検討を通じて取用に関する伝統的規制とは区別されるものとしての国有化の法理を提示しようとする。われわれ審査員は、この

ような申請者の研究努力がそれ自体としてもつ価値とわが国学界に対するその寄与を認めるのにやぶさかではないが、同時に今後なお一層の検討を要すべき点が、とりわけ、理論的詰めの作業との関連において、残されていることを卒直に指摘せざるをえない。

たとえば、申請者は国有化の動機づけにより、政治的国有化、社会化的国有化、経済的・民族主義的国有化に分けて考察しており、それはたしかに有意義であるが、他方、国有化の対象（土地、資源等企業）に基づく類別的考察の適否についても検討の余地があることは、申請者自身面接試問において認めたところである。

しかし、こうした点よりも一層重要なのは、国有化に関する国際法の理論構成そのものについてである。収用や国有化の国家的措置が国際法と係わりあいをもつのは、いうまでもなく外国人財産に影響を及ぼすものとして、かつ、その限りにおいてであるが、この問題に関する国際的法経験が、一見して、収用、わけても個別的収用 *expropriation isolée* と構造的変革（農地改革や国有化）とを区別する必要を示していることは、(rや *forme de structure*) 多くの学者の認めるところであって、問題はむしろこの区別をいかなるものとして認識し、設定するか、それを国際法上どのように根拠づけるかにあると考えられる。

申請者は、この点で、国家実行、学説、判例の検討により実体面と手続面にわたる区別のための標識を抽出しようとする。しかし、実際問題として、これらの措置をめぐり、関係国間に

おいてひんばんに論議の対象とされるのは補償問題であり、申請者の関心がそこに集中するのも理由なしとしないが、しかし、補償問題に比重をおきすぎ、収用の場合は公正な補償が不可欠の条件であるのに対して、国有化の場合はそうでないとし、このことに決定的な重みをおくのは、かえって、収用も含めて問題とした事態の本質的解明から遠ざかる結果となるのみならず国際投資の安全性という実務的考慮からも妥当であるか否かがあらためて問われるべきである。

申請者は国有化が実施国による領土主権の行使としてそれ自体適法であるが、なお国際法上の若干の制約（無差別の原則、条約義務の遵守等）があることを認める一方、補償を国有化の「合法化のための条件」「前提条件」「成立条件」ではないことを強調する。これらの条件はいかなる意味で使われているのか、（それとも、同じ意味で使われているのか）その掲げる国際法上の「制約」は、この（または区別される意味などの）条件に該当するのか、国有化は一例を挙げれば実効的封鎖などとは対照的に国際法のみならず、むしろ主として国内法秩序における効果の発生を予想する行為であるが、いわゆる「成立条件」は、この面をカバーする意味で用いられているのか、これらの用語の問題については、一段と厳密さが加えられるべきであろう。他方、申請者は、補償は国有化の「成立条件」ではないが、「補償支払の必要を完全に否定することは困難」であると、し、

国有化の事後処理として「被害者の本国の補償請求権」が残ると見ている。「成立条件」ならざる補償についての請求権がどのようにしてでてくるのか、その国際法的根拠づけも十分にほりさげられているとはいえない。要するに、「補償の義務はない」、「補償は国有化の成立条件でない」、「事後に補償請求権の問題が残る」といった諸命題が、国際法上の意味をもつものとして、かつ収用の場合との決定的な区別のために提示されているとすれば、経験的素材の再構成の問題として、それらの間の有機的関連性が必ずしも浮彫りにされていないうらみがある。

けれども、申請者は、ここに国際法上の問題として、国有化の体系的考察と取り組み、その理論を構成するにあたって、第一次大戦前後より、本書公刊にいたるまでの各国の国有化、収用等の実例を綿密に分析し、主として補償方式という観点からこれらの素材を一覧表のかたちにまで整理していることや、当該問題に関する国内裁判所および国際裁判所の判決例を系統的に跡づけていることは、今後この分野における研究の出発点として有用であるばかりか、その作業の背後にある着実かつ広範な実証的研究努力を推測させるに十分であり、わが国における国有化問題の研究水準を高めるのに寄与しうるのであろう。よって、われわれ審査員は、面接試問の結果をもあわせて評価し、申請者が、本論文の提出により、一橋大学法学博士の学位を授与されるに値する資格をもつものと、認定する。